

本人通知制度とは

本人通知制度は、本籍地・氏名などを表示する戸籍謄（抄）本や、住所・氏名・生年月日・性別などを表示する住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対してその事実を通知するものです。

交付された事実を本人が早期に知ることができ、万一、委任状の偽造などによる住民票の写しなどの不正取得の疑いがあれば、交付請求書の開示請求などにより、事実関係を究明するきっかけとなります。

登録の方法

制度の利用を希望される方は、事前に登録が必要です。詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。



市町村窓口一覧

えせ同和行為とは

えせ同和行為は、同和問題を口実にして企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求を指します。

えせ同和行為は、同和問題の解決を阻害する要因となっており、これを断固排除しなければなりません。

えせ同和行為への対応で最も重要なことは同和問題に関する正しい理解と認識を深めることです。



具体的な
対応方法等

埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例

(令和4(2022)年7月8日 公布・施行)

概要について

●趣旨

部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とするものです。

●部落差別の禁止を規定

- ・図書、地図その他資料の公表又は流布
- ・インターネットの利用による情報の提供
- ・結婚又は就職に際しての身元の調査
- ・土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為

により部落差別を行ってはけません。

●県、県民、事業者の責務を規定

部落差別のない社会を実現するために、県、県民、事業者の責務を定めました。



条例の詳細

発行：埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-2258

(令和7年3月発行)

もし、あなたが・・・

～同和問題の解決をめざして～



埼玉県のマスコット「コバトン」

もし、あなたが いわれのない不合理な偏見によって、 他人から差別されたら・・・？

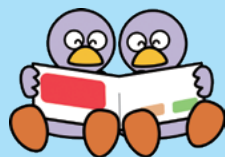
私たちは、かけがえのない、一人の人間として尊重され、幸せな生活を送りたいと思っています。

そして、日本国憲法では、この人間としての当然の願いである、侵すことのできない永久の権利として、「基本的人権」を保障しています。

しかし、同和地区に生まれ育ったというだけで、不合理な偏見によるいわれのない差別を受け、悩み苦しんでいる人々がいるのです。

もし、あなたがその立場だったらどうか、そんな相手を思いやる気持ちで、もう一度同和問題を考えてみましょう。

同和問題は、基本的人権に関わる社会問題であり、一日も早く解決していくことが、私たち一人ひとりの課題なのです。



同和問題を正しく理解するには

県では、市町村や県内企業等が行う啓発活動を支援しています。

- (1) 人権・同和問題に係る研修会へ啓発講師を派遣（無料）
- (2) 人権啓発・教育 DVD 等の貸出（無料）

※講師派遣の申込方法や派遣条件、DVD 等の貸出方法、DVD のリストについては県人権・男女共同参画課のホームページをご参照ください。

1 同和問題（部落差別）とは

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和地区（被差別部落）に生まれ育ったということなどを理由とした偏見により、交際を避けたり、結婚をとりやめたりするなど、基本的人権の侵害に関わる重大な人権問題です。

2 同和問題の早期解決に向けて

これまで、県では同和問題の解決をめざし様々な事業を行い、同和地区における生活環境などについては、大きく改善が図られました。

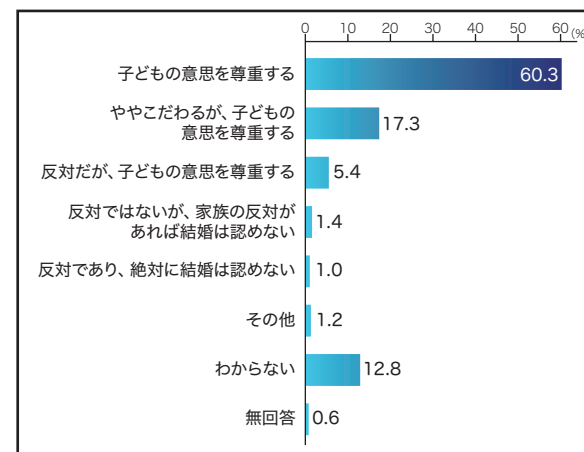
しかしながら、今なお、一部の人に差別意識や偏見が残っており、差別的な発言や落書き、結婚などの際の身元調査等が行われています。

また、情報化社会の進展に伴い、インターネットの掲示板などに差別的な書込みがされるなどの事例も後を絶ちません。

私たちは「幸せに生きる」権利を有しており、それを侵すことは、決して許されることではありません。

私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、自分自身の問題として、もう一度考え、相手に対して思いやりの気持ちを持ち、差別を許さないという強い意志を持って行動することが大切です。

「あなたの子どもの結婚相手が同和地区出身者だった場合、あなたはどうしますか。」との問いに対しての答えです。



（人権に関する県民意識調査 令和2年度 埼玉県）

子どもの意思を尊重するとの回答が多いものの、「反対」「ややこだわりがある」など、依然として、本人の性格等によらない同和地区出身であるということだけの理由で、避けたり関わり合いたくないという意識があるという結果です。



詳しい情報

平成28（2016）年12月16日
「部落差別の解消の推進に関する法律」
令和4（2022）年7月8日
「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」
が公布・施行されました。